

平成24年(ワ)第430号 川内原発差止等請求事件

平成24年(ワ)第811号 川内原発差止等請求事件

平成25年(ワ)第180号 川内原発差止等請求事件

原告ら準備書面4  
(被告九州電力の答弁書に対する反論・2)

平成25年9月30日

鹿児島地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 森 雅 美

同 板 井 優

同 後 藤 好 成

同 白 鳥 努

外

原告らは、平成25年5月14日付け原告ら準備書面3において、「被告九州電力の答弁書に対する反論・1」を提出したが、本書面において、引き続き、被告九州電力の答弁書のうち、「被告九州電力の主張」の部分(答弁書・29頁以下)に対する反論を行う。

なお、略語等は従前の例による。

## 第1 答弁書・29頁～30頁の第1章及び第2章・第1の部分について

### 1 被告九州電力の主張

被告九州電力は、「第1章 被告九州電力の主張の概要」において、原告らは、「川内原子力発電所において福島第一原子力発電所事故のような、炉心損傷事故の進展に伴い格納容器の損傷事故が発生し、放射性物質の大規模な放出により、住民に被害を与える事故（以下、『放射性物質の大規模な放出事故』という）が発生する具体的危険性については一切主張していない。」と主張している（答弁書・29頁）。

また、「第2章 原告らの主張は失当である」の「第1 人格権に基づく差止請求について」という部分においても、同様の主張をしている（答弁書・29頁～30頁）。

### 2 原告らの反論

#### (1) 訴状における主張

しかし、原告らは、訴状の「第4 本件各原発の危険性」（訴状・24頁以下）において、この点は既に主張している。

すなわち、原告らは、訴状において、主位的に、原子力発電所の操業が認められるためには絶対的安全性が必要（危険性は抽象的危険で足りること）であるところ、福島第一原発事故によって絶対的安全神話が崩壊したことにより、絶対的安全性は認められない（抽象的危険がある）ことを主張したが（訴状・29頁以下）、さらに、予備的に、(旧)安全設計審査指針類の失効により相対的安全性さえ保証されていないこと（訴状・33頁以下）、及び、本件各原発が地震・津波、火砕流、テロ・ミサイル及び機械の故障・人為的ミス等により放射性物質の大規模な放出事故が発生する具体的危険があること（訴状・36頁以下）を主張している。

そして、原告らは、訴状において、福島第一原発事故の原因として、地震動によって配管の破断・破損が生じ、冷却剤喪失事故が発生した可能性が高いこ

とを指摘した上で（訴状・28～29頁）、本件各原発においても、**内陸直下型地震等による地震動**によって、本件各原発の**配管が破断・破損**し（訴状・47頁）、**冷却剤喪失事故**によって、炉心損傷事故及び格納容器の損傷事故が発生し、放射性物質の大規模な放出に至る**具体的危険性**があることを主張しているのである。

## (2) 準備書面3における主張

また、原告らは、準備書面3の「第3 本件原子力発電所における安全性・耐震性について」（準備書面3・11頁以下）において、被告九州電力の主張への反論を行っているが、それは、具体的危険性についての主張でもある。

すなわち、右第3の「1 耐震安全性の主張の不備について」という部分では、基準や評価根拠が不明であること及びそもそも耐震設計審査指針が見直し中であることを主張し（なお、新規制基準に関しては、追って主張する。）、次の「2 基準地震動540ガルの設定が不十分であることについて」という部分では、基準を超える地震が起こりうること、基準値内での地震でも被害が生じること、さらに、本件原発周辺において、地震調査委員会により活断層の規模が見直されており、被告九州電力による震源断層の評価には誤りがあることを主張しているが、これらは、いずれも、川内原子力発電所において、「福島第一原子力発電所事故のような放射性物質の大規模な放出事故が発生する具体的危険性」あることを主張したものである。

## 第2 答弁書・30頁～31頁の「第2 生存権に基づく差止請求について」の部分について

### 1 被告九州電力の主張

被告九州電力は、「第2章 原告らの主張は失当である」の「第2 生存権に基づく差止請求について」という部分において、「生存権が私人間における行為の差止めの根拠となるものではない」と主張している（答弁書・30頁～31頁）。

## 2 原告らの反論

### (1) 憲法による生存権保障の意義

憲法25条1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、国民に健康で文化的な生活を営む権利（生存権）を保障している。

憲法があえて生存権を保障しているのは、健康で文化的な生活を営むことが、人間の人格的生存にとって必要不可欠の前提条件だからである。

したがって、誰しものが、日々（過去、現在及び将来にわたって）健康で文化的な生活を等しく享受できなければならない。

### (2) 原発は人間の人格的生存と相容れないものであり、重大事故が発生すれば、原告らの健康で文化的な生活が一挙に破壊されること（原発による生存権の侵害）

ところが、原発は、この健康で文化的な生活を根こそぎ奪い、完全に破壊するものである。

即ち、福島第一原発事故は、原発においてひとたび重大事故が発生すれば、膨大な量の放射性物質を大気や海洋に放出させ、人間の生存の拠り所となる広大な土壌や海洋などの自然環境を半永久的に汚染し、そこに住む人々の生命や身体に重大な被害を及ぼすだけでなく、その土地に暮らす人々の生活、財産、生業、人のつながり、有史以来人々がその土地で培ってきた文化や伝統といった人間社会のあらゆる構成要素を壊滅させることを実証した。

その被害は、事故から2年半経った現在でも未だ収束せず、むしろ拡大しているのである。

線量の高い地域にとどまる人々の被ばくを累積させ、その身体を蝕み続けているだけでなく、子どもたちから遊び場を奪い、健康に身体を発達させる機会を失わしめている。

また、生まれ育った郷土を離れなければならない膨大な数の避難者を生み出

し、先行きの見えない避難生活によって心身の負荷を増大させ、命を落とされる方々まで生み出している。

福島第一原発事故によって、多くの人々が当たり前の日常を奪われ、先祖伝来の土地や自宅、田畑といった財産を奪われ、生業を奪われたままであり、「人間が協同して自然に働きかけ、社会的・主体的に、かつ自然の一因として、人間らしく生きる場、生活の基本的圏域であり、人間発達の間、自己実現の間、文化を継承し創造して行く場である」地域社会を失ったままなのである（憲法で保障された生存権の侵害）。

原発は、このように、人間の人格的生存と相容れないものであるところ、川内原発でひとたび重大事故が発生すれば、原告らの健康で文化的な生活が一挙に破壊されることは明らかであるから、その存在を憲法上許容することはできないのであって、原告らの（人格権及び）生存権に基づき、即刻、原発の操業の停止が認められなければならないのである。

### **(3) 原発の操業を純然たる「私人間における行為」と捉える被告九州電力の主張の不当性**

なお、被告九州電力は、「生存権が私人間における行為の差止めの根拠となるものではない」と主張しているが、既に訴状（59頁以下）で指摘している通り、原子力発電事業は国策としていわば国の指導、監督、責任の下に進められてきたものであり、決して、一民間業者による、純然たる（国とは全く無関係の）民間事業ではない。

このことは、福島第一原発事故の被害者救済、復興支援等に莫大な国家予算が充てられていることから明らかである。

また、憲法論においても、いわゆる国家援助の理論（国から多額な財政的援助を受けており、その限りで国の広汎な監督に服している私的団体が違憲的な行為を行った場合など）や特権付与の理論（一定の独占的な特許を受けた公益事業のような企業体が行った違憲的行為で、国の規制がそれを促進する意味を

持った場合など)等によって、国が私人の私的行為(本件が純粋な「私人の私的行為」と言っているものではない。)に極めて重要な程度にまでかかわり合いになっている場合には、いわゆる国家行為と同視して、たとえ私人の事実行為による人権侵害であっても、憲法違反であるとして、民法709条の不法行為の違法性の裏付けを強化するという考え方が有力である(アメリカの判例では既に採用されている考え方である。)

従って、本件の原子力発電の操業を、純然たる「私人間における行為」と捉える被告九州電力の右主張は不当であり、認められない。

### 第3 答弁書・52頁の「7 使用済燃料貯蔵設備」の部分について

#### 1 被告九州電力の主張

被告九州電力は、「使用済燃料は、水位・水温等を適切に管理した使用済燃料ピット内で安全に貯蔵されている。」と主張しているが(答弁書・52頁)、この点に関しては、強く争う。

#### 2 原告らの反論(原発の使用済燃料貯蔵施設は到底安全とは言えないこと)

原子力発電所に備えてある使用済燃料貯蔵施設が安全であると言えないことは、福島第一原発事故をみれば明らかである。

地震等により使用済燃料からの放射線を遮蔽するのに十分な水深が確保できなくなる事態がおこり得ることは容易に想定されるのであって、実際にそのような事態が生じれば、水深を監視する設備も機能しなくなり、運転員が水を補給することも出来なくなってしまうことから、被告九州電力が主張する安全性は、せいぜい平常時におけるものにすぎず、地震等の緊急事態が発生した場合における安全性は、一切、確保されていないのである。

使用済燃料は人体に重大な悪影響を及ぼす放射線を放つものであることから、これを保管する以上は、極めて高度な安全性が要求されることは当然である。

また、被告九州電力が主張する安全な貯蔵は一時的な保管にすぎないのであっ

て、各貯蔵施設は近々満杯なるのであって、そのような施設の安全性をいくら主張しても無意味である。

#### 第4 答弁書・54頁～55頁の「第2 平常運転時における被ばく低減対策」の部分について

##### 1 被告九州電力の主張

被告九州電力は、「第2 平常運転時における被ばく低減対策」という部分において、「原子力発電所の運転に際しては、気体廃棄物及び液体廃棄物に含まれるごく微量の放射性物質を環境に放出せざるを得ず、従って、これにより一般公衆が受ける放射線の線量をできる限り低減することが必要となる」ところ、本件原子力発電所においては、実際、環境に放出する放射性物質の量を最小限に抑制している、と主張する。

その上で、「本件原子力発電所の平常運転に伴って、環境へ放出する放射性物質からの放射線により一般公衆が受ける実効線量の評価値は最大でも年間約0.0066mSv であり」、また、「本件原子力発電所の実際の運転においては、適切な被ばく低減対策をとることによって、環境へ放出する放射性物質からの放射線により一般公衆の受ける実効線量を年間0.001mSv 未満に抑えており、上述の評価値よりもさらに低い値になっている」と述べて、平常運転時に環境に放出する線量は全く問題がないかのような主張をしている（答弁書・54頁～55頁）。

##### 2 原告らの反論

###### (1) 平常運転時にも恒常的に放射性物質が外部に放出され続けていることの問題性

仮に法令に定められた濃度を超えない「微量」であったとしても、被告九州電力自身が認めるように、フィルターを通り抜けたヨウ素、クリプトンなどの気体は排気筒から外部に排気されており、また、トリウムなどの液体は温排水に混ざることによって、確実に外部に排気されている。

また、汚染された炉内作業員の作業服を洗濯した水も、温排水に混ぜて海へ排出されている。

さらに、固形物は、焼却して低レベル放射性廃棄物として保管することになるが、燃やす際に、煙突から大気中に放射性物質が排出されている。

以上のように、平常運転時においても、恒常的に放射性物質が外部に放出され続けているのであるが、被告九州電力は、このような外部に放出され続けている放射線量は微量で、経済産業省告示や原子力委員会の指針よりも低い値であるから、安全だという。

しかし、平常時運転における放射性物質からの放射線であっても、下記のとおり、決して安全とは言い難い。

## **(2) ドイツ政府の調査結果**

ドイツでは、原発周辺では、放出放射能に起因して、人々の健康上何らかの影響があるのではないかという問題が30年以上も議論されてきたことを受けて、政府が調査研究を行った。

その結果、平成19年12月、ドイツ環境省（連邦環境・自然保護・原子力安全省）と連邦放射線防護庁は、「通常運転されている原子力発電所周辺5km圏内で小児白血病が高率で発症している」という内容の調査研究の成果を公表した。

これによると、ドイツ国内の原発周辺地域、特に5km以内に住む5歳以下の子どもの小児がんと小児白血病の発症リスクが高く、発症する危険性は居住地と原発立地地点の距離が近いほど増加することが判明したのである。

## **(3) フランス放射線防護原子力安全研究所の調査結果**

また、フランス放射線防護原子力安全研究所の調査によって、フランスにある原発の5km圏内に住む子どもたちは、通常の1.9倍の割合で白血病を発症するリスクが高くなり、5歳未満では2.2倍高くなることが判明した。

この調査は、平成14年から平成19年までの期間における小児血液疾患に



ついでに国家記録をもとに、白血病にかかった15歳以下の子ども2753人と、同様の社会環境で生活する同年代の子どもたち総数3万人を比較する統計学的調査によるものである。

#### (4) 泊原発（北海道）周辺のがん死亡率が異常に高いこと

北海道の全市町村のがん死亡率を3か年比較した統計によると、がん死亡率（3か年分）の最大は、泊原発のある泊村の2500人/10万人であり、その数値は、最少であった千歳市の600人/10万人のおよそ4.1倍にもものぼった。

これにより、原発を有する泊村のがん死亡率が、原発のない市町村に比べて異常に高いことがわかる。

#### (5) 玄海原発周辺の白血病死亡率が異常に高いこと

平成21年9月、佐賀県唐津市の市議会において、玄海原発周辺住民の白血病死亡率が異常に高いことについての一般質問が行われた。

この時、唐津市議会で答弁に立った唐津市保健福祉部長は、全国平均が6.0人であるところ、佐賀県全体では9.2人、唐津保健福祉事務所館内では実に16.3人である、と答えた。

唐津保健福祉事務所管内のうち、玄海原発のある玄海町に限ると、白血病死亡率は、実に10万人あたり61.1人となる。

つまり、玄海原発周辺である唐津保健福祉事務所管内の地域での白血病死亡率は、全国平均の約2.7倍も高く、玄海町での白血病死亡率は、全国平均の約10倍も高いのである。

#### (6) ムラサキツユクサによる実験

ムラサキツユクサの雄蕊毛の微量放射線に対する反応について、市川定夫氏が、雑誌「科学（1974年1月）」において、「ムラサキツユクサによる微量放射線の検出」と題する論文で紹介したが、それは、ムラサキツユクサの雄蕊毛の花色の調査によって突然変異の発生を確実に検出することが可能であり、これにより微量放射線の影響研究が可能となった、というものである。

このムラサキツユクサを使用して、まず 1974 年に浜岡原発周辺で実験が試みられ、統計学的に有意な突然変異頻度の上昇が認められたが、その後、この実験は、1975 年以降に、中国電力島根原発、関西電力高浜原発、同電力大飯原発等の周辺でもなされ、いずれの原発周辺地域においても同様に有意な突然変異頻度の上昇が認められたのである。

しかし、電力会社や県によって測定されていた環境放射線量は、どの原発の周辺でも、そのような有意な突然変異頻度の上昇をもたらすほど増えてはいなかった。

とすれば、何故に有意な突然変異頻度の上昇が発生したのか。

それは、放射性物質の生体内濃縮による体内被ばくの著しい増大に起因するものと考えられているのであって、被告九州電力は、この体内被ばくの危険性について軽視しているといわざるをえない。

前述のとおり、原発周辺地域でがんや白血病による死亡率が高いのも、この放射性物質の生体内濃縮による体内被ばくに起因するものである。

## (7) 小括

以上にみたように、原発は、事故を起こさない平常運転時においても、排気や排水等を通じて、放射性物質を外部に放出し続けており、自然環境を破壊し続けているのである。

そして、当然のことながら、動植物はもとより、人間の生命、健康（特に白血病やがん）についても、原発のない他地域と比較して顕著な害悪を日々もたらし続けているのである。

このように、原発がもたらす自然環境に対する破壊は、原発事故が起きる前（平常時）から存在しており、その害悪は徐々に浸透し、周辺地域にその被害を累積させているのである。

ア差し替え事件) について

## 1 被告九州電力の主張

被告九州電力は、「(3) 基礎地盤の安定性の確認」という部分において、「調査した結果、被告九州電力がボーリングコアの差し替えを行ったという事実は認められなかった。」と主張している（答弁書・74頁）。

## 2 原告らの反論

しかしながら、被告九州電力によって、ボーリングコア（地質調査の際に、土壌に円筒状の穴を開け、地質のサンプルを採取するが、そのサンプルをボーリングコアという。）の差し替えが行われたことは、1977年（昭和52年）11月21日、参議院科学技術振興対策特別委員会において、ボーリング作業従事者が、コアの差し替えが日常的に行われた事実を証言したことから明白であり、被告九州電力の上記1の主張は虚偽である。

以下、詳論する。

### (1) ボーリング作業従事者が参議院で証言するに至る経緯

まず、川内原発におけるボーリングコア差し替え事件について、その経緯を説明する。

1975年12月12日

川内原発建設反対連協（川内原発建設に反対するグループ）が和光大学の生越忠教授（地質学）を招き、川内原発周辺の久見崎の地質地盤の独自調査を実施。

この調査により、生越教授は、①建設地周辺は断層が多く、地盤がもろくて原発建設には不適である、②県と九州電力の地質調査には、ごまかしやボーリングコアの差し替えがあった、と発表。

1975年12月15日

社会党の池満洋市議が、川内市議会本会議において、「ボーリングのコア差し替え」を指摘。

福壽市長は、被告九州電力に対し、「文書だけでなく、ボーリングコアそのもののデータ提出」を要求。市議会特別委員会は、この発言を重視し、池満市議に対し、コア差し換えの証人と地質調査をごまかしたその証拠を示すことを要求。

1976年1月

池満市議が、被告九州電力の地盤調査に関する疑惑解明の為に、地方自治法百条による調査権発動を要求。

1976年1月

社会党国会議員団を中心とする「川内原発地盤調査団」が、被告九州電力が地盤調査のために掘り、これまで地元住民の立入りを拒否していた横穴の内部を調査。

その結果、「地表と同様に一号機予定地の礫岩に断層があること、さらに一号炉設置部周辺は二号機予定地を含めて極めて脆い粘板岩を主な構成要素としていること」などが確認された。

1976年6月

衆議院科学技振興対策特別委員会調査団が現地を訪れ、横坑及び試掘坑の現地調査を行い、原発推進協議会と反対連協からそれぞれ意見を聴取。

反対連協は、調査の不正について、国会での証人喚問を陳情。

1977年11月

科学技術庁から3人が現地を訪れ、現地調査を行う。

コア差し替えについて、ボーリング作業員から事情を聴取。

1977年11月21日

参議院科学技術振興対策特別委員会が、川内原発のボーリングコア差し替え事件について、集中審議を行い、参考人を招致。

ボーリング作業に従事した作業員が、コアの差し替えが行われた

事実を公述。

また、科学技術庁による事実調査でも、コアの差し替えの証言があったこと、九電による検査が行われなかったことが明らかにされた。

1977年12月

原子炉安全専門審査会が、川内原発について、安全上の支障はないと結論。

しかし、「ボーリング試料のねつ造，差し替えは6，7本について行われた疑いがある」とした。

## **(2) ボーリングコアの差し替えがあった事実を否認する被告九州電力の悪質な体質・態度**

以上のように、ボーリングコアの差し替えについては、実際に作業に従事した作業員が、参議院において、明確に証言しているのである。

しかるに、被告九州電力は、ボーリングコアの差し替えがあった事実を否認しており、自己に都合の悪い事実については、それを糊塗するため、例え事実であろうと虚偽の否認をし、真偽不明に持ち込むという態度を、被告九州電力はとっている。

このようなボーリングコアに関する認否（事実の否認）に、被告九州電力の悪質な体質・態度が如実に表れているのである。

裁判所におかれては、まずは、このような被告九州電力の悪質な体質を理解した上で、訴訟を進行して頂きたい。

## 部分について

### 1 被告九州電力の主張の概要

被告九州電力は、平成23年3月11日に発生した福島第一原発事故を踏まえ、①経済産業大臣の指示文書に基づき、「緊急安全対策（短期）」を策定して実施した、②更なる安全性向上対策（中長期）を講じた、③シビアアクシデント（炉心の重大な損傷等）に備えた対策も実施した、として、「本件原子力発電所においては原告らが主張するような放射性物質の大規模な放出事故が起こる具体的危険性はな」と主張している（答弁書・81頁～88頁）。

### 2 福島第一原発事故の原因究明が出来ていない状況下において、被告九州電力が講じた対策を以て、過酷事故は発生しないと述べても、何らの説得力もないこと

しかし、被告九州電力がいかに対策を講じたと言っても、福島第一原発事故後の4つの事故調査報告（国会・政府・民間・東京電力）において、事故の核心的問題とされる冷却装置電源の全破断が、果たして地震動によるものか、あるいは津波によるものか、といった点でも意見の一致をみていないという状況であり、福島第一原発事故の原因究明すら出来ていないのである。

このような状況下において、被告九州電力が講じた対策を以て、福島第一原発事故のような過酷事故は発生しないと述べても、そこには何らの説得力もない。

そして、被告九州電力を含む原発事業者各社は、その後、被告国の定めた基準を満たしたとした上で、原子力発電所の再稼働に邁進していることは周知のとおりである。

しかしながら、被告国の策定したいわゆる新規制基準を守っても、被告九州電力が本件原発における過酷事故の発生を完全に防ぐことができないことは明らかである。

以下、この点を詳述する。

### 3 『国の基準を守っていても過酷事故は発生する』ことについて

平成25年4月10日、原子力規制委員会は、委員会内に設置した発電用原子

炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チームにおいて改正作業を進めてきた、いわゆる『安全基準』を了承した。

この新たな『安全基準』は、平成25年7月8日に施行されたが、同日、被告九州電力を含む電力各社は、右『安全基準』に基づく再稼働申請を直ちに行った。

この新たな『安全基準』の策定により、被告国や被告九州電力からは、本件訴訟においても、川内原発は、

**『国の基準を守っているから安全である』**

といった従前どおりの主張が繰り返されることが必至である。

同様の主張は、我が国の過去の原発訴訟において一貫して主張されてきたものであり、我が国の裁判所は、このような電力会社の主張を許し、原発の安全性を認めてきたのである。

しかしながら、人類史上最大最悪の産業公害事件といえる福島第一原発事故が明らかにしたことは、

**『国の基準を守っていても過酷事故は発生する』**

ということである。

福島第一原発事故は、加害企業である東京電力が、被告国が定めた『安全基準』を無視して違法操業を繰り返した結果惹き起こされたものではない。

そうではなく、被告国の『安全基準』をきちんと守って福島第一原発を稼働させていたにもかかわらず、それでもなお複数の原子炉の同時メルトダウンという史上最悪の過酷事故を惹き起こしたのである。

被告国が定める『安全基準』は、原発の安全性を何ら担保するものではない。

福島第一原発事故は、そのことを、これ以上なく明白に、かつ、これ以上ない最悪の立証手段によって実証したのである。

原子力規制委員会の田中俊一委員長は、平成25年4月3日の定例会において、「安全基準だと、基準さえ満たせば安全だという誤解を呼ぶ」と述べて、新たな『安全基準』の呼称を「規制基準」に改める考えを示したが（朝日新聞DIGI

TAL 2013. 4. 4) , かような指摘を待つまでもなく、被告国が定める『安全基準』は、原発の安全性を何ら担保するものではないのである。

#### 4 国が定める『基準』の実体（原発の安全性確保を目的としたものではなく、原発再稼働という政策目的を実現するための『ためにする基準』に過ぎないこと）

ところで、このたび被告国が策定した新たな『安全基準』に限らず、被告国は、福島第一原発事故以降、実に様々な「基準」を用いてきた。

詳細は別書面に譲り、ここでは代表的なものだけを取り上げるが、例えば、被告国は、福島第一原発事故以降、福島第一原発の原発作業員の許容線量を従前の許容線量から大幅に引き上げ、また、一般人の許容線量も引き上げ、食品についても暫定基準値を設定して実質的に基準を引き上げた。

これにより、膨大な数の被ばく労働者や被ばく市民が生み出され、日本全国に放射性物質に汚染された食品が流通し、拡散する事態となった。

それでは、被告国は、なぜ、このように「基準」を変更したのであるのか。

いうまでもなく、被告国は、労働者や市民の安全性を考えて、このように「基準」を変更したわけではない。

もし仮に、労働者や市民の安全を考えたのであれば、「基準」を（緩める方向に）引き上げるのではなく、「基準」を（厳しい方向に）引き下げるか、少なくとも従前の「基準」を維持していたはずである。

被告国が上記のように「基準」を変更した目的は極めて明瞭であって、それは、原発労働者を福島第一原発事故の収束作業にあたらせるために許容線量を引き上げたのであり、市民の避難範囲や流通制限をかける食品の範囲を線引きすることにより後の補償額を軽減するためであろう。

被告国が用いる「基準」は、被告国が自らの政策目的を実現するための『ためにする基準』に他ならないのである。

原発の『安全基準』も、また然りである。



もっとも象徴的であったのは、被告国が関西電力大飯原発3号機4号機を再稼働させるために策定した、暫定的な『安全基準』である。

平成24年4月3日、野田佳彦内閣総理大臣(当時)は、大飯原発を再稼働させるために暫定的な『安全基準』の策定を枝野幸男経済産業大臣(当時)に指示し、その僅か2日後の同月5日、経済産業省原子力安全・保安院が策定した『安全基準』を了承した。

報道によれば、藤村修官房長官(当時)は、「(『安全基準』の策定を)1日か2日でやってくれ」と指示していたとのことである。

この暫定的な『安全基準』は、当初、枝野経済産業大臣(当時)においても、安全性について「まだ結論が出ていない」とコメントしていたにもかかわらず、その後、この暫定的な『安全基準』に適合していることを理由に、大飯原発の安全性は確認されたものとされ、同年7月1日、大飯原発は再稼働されたのである。

このように、被告国は、原発の安全性を確保する目的ではなく、原発を再稼働するという政策目的を達成する手段として『安全基準』を用いてきたのである。

被告国がこのたび策定した新たな『安全基準』の実体も、その策定に至るまでの経過を鳥瞰すれば、原発の安全性の確保を目的としたものなどでは到底なく、原発の再稼働という被告国の政策目的を実現するための『ためにする基準』に過ぎないことは極めて明白である。

本項では、以上のことを明らかにするため、①まず、そもそも被告国が定める『安全基準』は、原発の安全性を担保するものではなかったことについて述べ(後記5)、②次いで、被告国がこのたび策定した新たな『安全基準』も、原発の安全性を担保するものではなく、原発の再稼働を目的とした『ためにする基準』に過ぎないことを述べ(後記6)、③最後に、本項目のまとめを述べることにする(後記7)。

## 5 被告国の『安全基準』は原発の安全性を担保するものではなかったこと

### (1) 『安全基準』とは何か

福島第一原発事故以前、我が国では、電気事業者から原発設置等の申請がなされると、まず規制庁である原子力安全・保安院が、原子炉等規制法に基づいて審査をし、さらに、原子力安全委員会が2次審査（ダブルチェック）を行う仕組みになっていた。

原子力安全委員会は、2次審査にあたり、「安全性の妥当性を判断する際の基礎として」、いわゆる「安全審査指針(類)」を策定しており、電気事業者による申請は、この安全審査指針(類)に適合している場合に許可されることとされていた。

原子力の安全確保、特に実用発電用原子炉の安全性を確保するための立地・設計上の基本的考え方は、

- ① 異常や事故を起こさないように対策を講じること、また、この対策が破られても、異常の拡大および事故への発展を防止すること、さらに、万一事故が発生した場合においても、周辺公衆に放射線障害および災害を及ぼすことのないよう十分な安全対策を講じること（多重防護あるいは深層防護）
- ② 通常運転時において周辺環境に与える放射線の量を、合理的に達成可能なレベルまで十分低く抑えること（ALARAの原則）
- ③ 万一の大きな事故を想定しても公衆の安全が確保されるような、十分な隔離をとること（基本的立地条件）

とされており、この基本的な考えを踏まえて、目的に応じて、安全審査指針類が策定されている。

基本となる『安全基準』としては下記の4つがあり、さらに、必要に応じてこれら基本指針を補完する指針類が策定されてきた（以下、これらの指針類を総称して『安全基準』と呼ぶ。）。

- i 原子炉立地審査指針（「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」）

これは、原子炉安全専門審査会が、陸上に定置する原子炉の設置に先立って行う安全審査の際、万一の事故に関連して、その立地条件の適否を判断するために定めた指針である。

ii 安全設計審査指針（「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」）

これは、原子炉施設の設置許可申請に係る安全審査において、安全性確保の観点から設計の妥当性を判断する際の基礎として定められた指針である。

iii 安全評価審査指針（「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」）

これは、発電用軽水型原子炉の安全審査において、原子炉施設の安全性評価の妥当性を判断する際の基礎として定められた指針である。

iv 線量目標値指針（「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」）

これは、発電用軽水炉が通常運転時に環境に放出する放射性物質によって周辺の公衆が受ける線量を、合理的に達成できる限り低く保つための努力目標として定めた線量目標値およびその適用について定めた指針である。

なお、後述するように、福島第一原発事故を契機に原子力安全規制の体制が見直され、新たな規制行政組織として、原子力規制委員会が平成24年9月19日に発足し、従前の原子力安全委員会は廃止された。

原子力規制委員会は、福島第一原発事故を踏まえて指針類を改訂中であり、新たな『安全基準』（現行法では、新規制基準と呼ばれるもの）は、平成25年7月に導入された。

**(2) 被告国の『安全基準』が原発の安全性を担保するものではなかったことは、既に実証されていること**

福島第一原発事故以前、被告国や電力会社は、被告国の『安全基準』に適合していることを論拠として、原発の安全性を主張してきた。

そして、我が国の裁判所も、「原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである」（最高裁平成4年10月29日第1小法廷判決・民集46巻7号1174頁）としつつも、被告国が策定した『安全基準』をことごとく合理的なものとして是認し、これに適合していることを理由として、原発の安全性を認めてきたのである。

しかしながら、福島第一原発事故は、被告国の『安全基準』に適合しているからといって原発の安全性が担保されている訳ではなかったことを、これ以上なく明白に、しかも、決してあってはならない最悪の立証手段によって実証することとなった。

何故ならば、福島第一原発も、形式的には、設置、建設、運転等全ての段階において、被告国の『安全基準』に適合していると判断されていたはずだからである。

また、当時策定されていた指針「原子力施設等の防災対策について」は、E P Z（防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲）を、原子力発電所を中心として半径約8～10kmと定めていたが、この距離は、「施設の安全審査にお

いて現実には起こり得ないとされる仮想事故等の際の放出量を相当程度上回る放射性物質の量が放出されても、この範囲の外側では屋内退避や避難等の防護措置は必要がないことを確認」された上で定められたものだった。

しかしながら、福島第一原発は、我が国のみならず、世界中にまで放射性物質を飛散させ、被告国が避難指示を出した範囲だけをとっても、実に半径30kmにまで及んでいる。

このように、被告国の『安全基準』は原発の安全性を何ら担保するものではなく、被告国の『安全基準』に適合したとしても、原発の安全性は全く保証されていなかったのである。

### (3) 被告国の『安全基準』は原発を操業させるために策定された、『ためにする基準』に過ぎなかったこと

#### ア はじめに

こうして、被告国の定める『安全基準』が原発の安全性を担保するものではなかったことが歴史的事実として実証されたが、すでに述べたとおり、そもそも、被告国の定める『安全基準』とは、原発の安全性を確保することを目的として策定されたものではなく、原発を操業させることを目的として都合よく策定された、いわゆる『ためにする基準』に過ぎなかったといわなければならない。

何故ならば、そもそも原発は、被告国が国家的政策として推し進めてきた事業であり、詳細は別書面に譲るが、被告国は、原発の導入から開発、立地、操業、廃棄物処理及び事故時の損害賠償に至るまで、ありとあらゆる事業支援策を講じて原発を推進してきた立場にあることから、その被告国に対して、原発の安全性を最優先に考えることを求め、原発の操業をコントロールすることを期待することなどもとより不可能だからである。

被告国が定める『安全基準』は、前述した原子力の安全確保の基本的考え方の一つであるALARAの原則(通常運転時において周辺環境に与え

る放射線の量を、合理的に達成可能なレベルまで十分低く抑えること)に端的に現れているように、電力会社が『合理的に達成可能』なレベルの安全性しか要求するものではなく、原発の安全性は、電力会社の経済合理性と等価的に比較衡量される対象に過ぎなかった。

むしろ、被告国が策定する『安全基準』が現実に果たしてきた機能に着目すれば、それは、原発の安全性を確保するための基準ではなく、原発の操業を可能にするための、『ためにする基準』に過ぎなかったのである。

## イ 国会事故調が明らかにした『安全基準』の実体

そのことは、福島第一原発事故を受けて、国会に設置された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」という。）が実施してきた調査のなかで明確に示されている。

### (ア) 斑目春樹元原子力安全委員会委員長の証言

すなわち、平成24年2月15日に開催された国会事故調の委員会において、参考人として招致された斑目春樹元原子力安全委員会委員長は、次のように発言している。

「まず、原子力安全委員会というところは、原子力安全の確保に関する基本的な考え方を示すということが最大の任務となっております。したがって、そういうものを安全審査指針類としてこれまで発行してきたわけですが、今まで発行してきた安全審査指針類にいろいろな意味で瑕疵があったということは、もうこれははっきりと認めざるを得ないところでございます。例えば、津波に対して十分な記載がなかったとか、あるいは全交流電源喪失ということについては、解説の中に、長時間のそういうものは考えなくていいとまで書くなど、明らかな誤りがあったことは認めざるを得ないところで、大変、原子力安全委員会を代表しておわび申し上げたいと思っております。」

「(我が国の『安全基準』は) ややもすると、護送船団方式といたしますか、一番低い安全基準か何かを電力会社が提案すると、何となくそれを規制当局としてはのんでしまう。今度は、それが出されると、国が既にここでお墨つきを与えているんだから安全ですよとって、安全性を向上させる努力というのを事業者の方ではやらなくなってしまう。何かそういう悪循環に陥っていたのではないか。やはり、本来安全確保の一義的責任は、あくまでも電力会社にあります。したがって、電力会社は、国がどういう基準を示そうと、その基準をはるかに超える安全性を目指さなければいけないんです。それなのに、それをしないで済む理由として安全委員会がつくっているような安全審査指針類が使われているとしたら、大変心外だと思えますし、これからは決してそうであってはならないというふうに思っております。」

「(我が国の『安全基準』は) 正直申し上げて、全面的な見直しが必要だと思っております。」

「今までの例えば立地指針に書いてあることだと、仮想事故だとかいいながらも、実は非常に甘々の評価をして、余り出ないような強引な計算をやっているところがございます。ですから、今度、原子力基本法が改正になれば、その考え方ののっとなって全面的な見直しがなされてしかるべきものだというのが、これは私の個人的な考え方でございます。」

以上のように、斑目氏は、被告国の従前の『安全基準』が、原発の安全性を何ら担保するものではなく、むしろ電力会社の言いなりに策定されたものであるかのように述べ、しかも、それが原発の安全性について被告国のお墨付きを与えるためのものとして機能してきた実体を明確に述べている。

そして、斑目氏は、原発の安全性を確保するため、従前の『安全基準』は全面的な見直し避けられないことを明言している。

#### (イ) 元内閣総理大臣菅直人の証言

では、なぜ、そのような状態のまま、原発は操業され続けてきたのでしょうか。

ときの内閣総理大臣菅直人氏は、平成24年5月28日に開催された国会事故調の委員会において、次のように述べている。

「国が国策として原子力政策を進めてきたということは、これはもう誰もが否定しないところでありまして、まさに、国策民営という言い方をされておりますが、国の方針としてなされて、それが今回のような大事故を起こした、そういう意味で国の責任だと、こう申し上げております。」

「私は、冒頭も御質問に答えましたように、三月十一日までは安全性を確認して原発を活用すると、そういう立場で総理としても活動いたしました。しかし、この原発事故を体験する中で根本的に考え方を改めました。」

「戦前、軍部が政治の実権を掌握していきました。そのプロセスに、東電と電事連を中心とするいわゆる原子力村と呼ばれるものが私には重くなって見えてまいりました。つまり、東電と電事連を中心に、原子力行政の実権をこの四十年間の間に次第に掌握をして、そして批判的な専門家や政治家、官僚は村のおきてによって村八分にされ、主流から外されてきたんだと思います。そして、それを見ていた多くの関係者は、自己保身と事なかれ主義に陥ってそれを眺めていた。これは私自身の反省を込めて申し上げます。」



このように、菅氏は、我が国の原発を押し進めてきたのが他ならぬ被告国であること、そして、我が国の原子力規制には「原子力村」という組織的・構造的な病根が存在することを指摘している。

続けて、菅氏は、

「 現在、原子力村は、今回の事故に対する深刻な反省もしないままに、原子力行政の実権を更に握り続けようとしています。こうした戦前の軍部にも似た原子力村の組織的な構造、社会心理的な構造を徹底的に解明して、解体することが原子力行政の抜本改革の私は第一歩だと考えております。」

「 今回の原発事故では、最悪の場合、首都圏三千万人の避難が必要となり、国家の機能が崩壊しかねなかった。そういう状況にありました。テロや戦争などを含めて、人間的要素まで含めて考えれば、国家崩壊のリスクに対応できる確実な安全性確保というのは、これは不可能であります。」

と述べ、福島第一原発事故以降も、原子力村が我が国の原子力行政の実権を握り続けていることに言及し、原子力村を解体することなしに、原子力行政の改革はできないこと、このような人間的要素を考えれば、原発の安全性確保が不可能であることを明言しているのである。

#### (ウ) 国会事故調の総括

このような調査結果を踏まえて、国会事故調は、福島第一原発事故の『根源的な原因』について、次のように総括している。

「 本来原子力安全規制の対象となるべきであった東電は、市場原理が働かない中で、情報の優位性を武器に電事連等を通じて歴代の規制当局に規制

の先送りあるいは基準の軟化等に向け強く圧力をかけてきた。この圧力の源泉は、電気事業の監督官庁でもある原子力政策推進の経産省との密接な関係であり、経産省の一部である保安院との関係はその大きな枠組みの中で位置付けられていた。規制当局は、事業者への情報の偏在、自身の組織優先の姿勢等から、事業者の主張する『既設炉の稼働の維持』『訴訟対応で求められる無謬性』を後押しすることになった。このように歴代の規制当局と東電との関係においては、規制する立場とされる立場の『逆転関係』が起き、規制当局は電気事業者の『虜（とりこ）』となっていた。その結果、原子力安全についての監視・監督機能が崩壊していたと見ることができる。」。

「日本の原子力法規制は、その改定において、実際に発生した事故のみを踏まえた、対症療法的、パッチワーク的対応が重ねられ、諸外国における事故や安全への取り組み等を真摯に受け止めて法規制を見直す姿勢にも欠けていた。その結果、予測可能なリスクであっても、過去に顕在化していなければ対策が講じられず、常に想定外のリスクにさらされることとなった。また、原子力法規制は原子力利用の促進が第一義的な目的とされ、国民の生命・身体の安全が第一とはされてこなかった。」

このように、国会事故調は、電力会社が、原発を推進する被告国（経産省）と一体となって、規制当局に対して圧力を加え、規制当局を虜として、規制の先送りや基準の軟化等を実現してきたことを、言を尽くして厳しく指摘し、我が国の原子力法規制そのものが、原発の安全性の確保ではなく、原子力利用の促進を第一義的な目的とする、『ためにする』規制であったことを正しく指摘している。

#### ウ 『安全基準』の実体を徴表するいくつかの事例

いくつか象徴的な事例を挙げてみる。

## ① 批判的意見を考慮せずに、拙速に定められた耐震設計審査指針

安全審査指針類の1つである発電用原子炉施設の耐震設計審査指針は、昭和56年に原子力安全委員会によって決定された。

その後、平成7年1月の阪神・淡路大震災を経て、指針の見直しが必要となり、平成13年7月に原子力安全委員会・原子力安全基準専門部会のもとに耐震指針検討分科会が設けられて調査審議が開始され、平成18年4月28日に改訂審査指針案がまとめられた。

ところが、改訂審査指針案がまとめられた直後の平成18年5月ころ、広島工業大学などの研究チームが島根原発近傍のトレンチ掘削調査を行ったが、それによって、それまで中国電力が存在を認定していなかった活断層の存在が確認された。

これにより、事業者・保安院・原子力安全委員会3者の活断層調査・認定能力が低く、活断層を見逃したという重大な誤りが実証されたことになった。この活断層の認定により、島根原発南側の宍戸断層ではマグニチュード7級の地震が起こるおそれがあることが判明したのである。

また、平成18年5月24日から同年6月22日には、耐震設計審査指針改定案に対する意見公募手続が行われ、約700件近くもの意見が提出されたが、その中には変動地形学者からの意見もあり、原発に関する活断層調査が、変動地形学を中核とする当時の活断層研究の常識からみて不合理であるとの指摘がされていた。

同分科会には、地震学者である石橋克彦氏（神戸大学都市安全研究センター）が分科会委員として参加していたところ、石橋氏は、この島根原発における活断層見落としを重視し、意見公募手続において提出された意見を十分に考慮して改定案を修文すべきであり、明確に地表に表れなかった過去の地震（マグニチュード7級）を想定対象にすべきだとの提案を行っていた。

しかし、同分科会では、島根原発の活断層問題を重視した石橋氏の修文提案を「議論の蒸し返しである」として遂に取り入れず、結果、最終的な改訂指針案では、最重要部分の1つである「5. 基準地震動の策定」の中の重要な修文までもが、同年8月22日に切り捨てられることとなった。

また、同分科会では、活断層が連動する可能性があること（実際、2011年3月11日に発生した東日本大震災は、断層が連動して動いたとされている。）、地震時には原発施設内外の機器が同時多発的に損傷する可能性があること（実際、東日本大震災では、同時多発的に原発内外の機器が損傷した。）等を考慮して基準を策定すべきであるとの意見が再三にわたって出されていたが、分科会は改訂指針に盛り込むことはなかった。

石橋氏は、このような分科会の姿勢を厳しく批判し、「（意見公募手続で提出された意見に真摯に向き合おうとしない）分科会に最後までとどまって最終案の送り出しに加わることは、地震科学の専門家として社会の付託に応えようと願った私にとって、とうてい責任を全うできることではない。」として、同年8月26日に分科会委員を抗議辞任している。

以上のとおり、同分科会では、石橋氏及び国民の意見を無視ないし軽視して、「安全」基準を定めていたのである。

このときの石橋氏の意見を真摯に取り入れていけば、福島第一原発の事故は違った経過を辿ったかもしれない。

## ② 訴訟リスクや既存炉の稼働を優先して、先送りされたシビアアクシデント対策

平成19年、国際原子力機関の指摘を受けて、原子力安全保安院及び原子力安全委員会は、シビアアクシデント対策の規制化を検討していた。

ところが、電気事業者連合会は、シビアアクシデント対策を、経営上のリスクと捉えた。

電気事業者連合会の原子力開発対策委員会が平成22年に検討した対応方針では、既設炉については「追加設備などは必要ない」とされ、しかも、シビアアクシデント対策に関する規制上の取り扱いに関する基本認識として、「①既設炉に対する訴訟の観点から影響のないこと。②既設炉はAM策（※アクシデントマネジメント策：筆者注）を講じ安全水準は十分なレベルにあることを踏まえた対応となること」とされており、安全性の向上よりも既設の原子炉を稼働させ続けることの方に重点が置かれていたのである。

この方針の下、電気事業者連合会は規制当局に対して折衝を行い、「国際基準との整合性も大事であるが訴訟上のリスクにケアすることの方が重要である」との説明をしていた。

そして、これを受け、本来規制すべき立場である原子力安全保安院院長は、「事業者の立場や事実関係は承知している。現実に既存炉が到達できないことを要求するつもりはない。お互い、訴訟リスクを考慮に入れて慎重に考えていきたい。」、「悩みどころは一致していると感じた。・・・年明けから公式な検討会を設置するかもしれない。その前に、お互いに着地点を見いだしたい。」などとコメントし、安全性の向上よりも訴訟リスクや原発の稼働を優先しようとしていたのである。

### ③ 意図的に隠された全交流電源喪失の危険性

平成3年10月から平成5年6月にかけて、原子力安全委員会のワーキンググループは、国内外の全交流電源喪失の発生例などを調査・検討した上で、全交流電源喪失（SBO）が長時間に及ぶ場合には炉心の損傷等の重大な結果に至る可能性があるとは指摘していた。

全交流電源喪失（SBO）による炉心損傷は、福島第一原発事故と同様の事故であり、重要な指摘だった。

ところが、これに対し、東京電力や関西電力から、全交流電源喪失（SBO）を安全指針に取り込むことについて難色が示された。

すると、原子力安全委員会は、電力会社の意向を受け入れることにし、電力会社に対し、「今後も『（全交流電源喪失が）30分程度』で問題ない（中長時間のSBOを考えなくて良い）理由を作文してください」との作文の指示を行って、長時間の全交流電源喪失を想定しないための言い訳づくりをしたのである。

この作文指示に対し、東京電力と関西電力が回答を提出し、結局、安全設計審査指針は見直されないこととなった（東京新聞2011年7月13日、2012年6月5日）。

#### ④ 政治的動機により隠された、E P Z（防災対策重点区域）拡大の必要性

平成11年9月の防災指針改定の意見募集の際、大阪府立大教授（当時）から、8～10kmというE P Z（防災対策重点区域）の範囲が狭すぎる、という意見が出されていた。

また、昭和61年に起こったチェルノブイリ級の事故を想定すべきである、との指摘も複数出されていた。

ところが、原子力安全委員会は、「（日本の原発は）安全設計の思想が異なり、同様の事態になることは極めて考えがたい」として、想定を見直そうとしなかった（東京新聞2011年11月26日）。

また、平成18年3月、原子力安全委員会が、国際基準の見直しに合わせて、E P Z（防災対策重点区域）の拡大の検討を始めたが、原子力安全・保安院は、同年4月24日に原子力安全委員会に対し、「無用な社会的混乱を回避するため、『即時避難』という語句の使用は控えていただきたい。」と要求し、同月26日には、「格納容器の健全性に対する安全性に関する従来の説明ぶりを変更することにより、原子力安全に対する国民の不安を増大させる」などとして検討凍結を求めた。

さらに、同年5月24日には、原子力安全保安院院長の広瀬研吉氏が、原子力安全委員会の委員らに対し、「(JCO臨界事故を踏まえて)防災体制ができ、国民が落ち着いてきているときに、なぜまた防災の話をはじめたのか。なぜ寝た子を起こすのか。」などと述べて、EPZ拡大検討中止を求め、同年6月15日には、「わが国の防災対策の現状に特に問題点が見いだされない」として見直しの検討そのものをやめるように迫り、挙げ句に、「当院の認識を十分確認せず検討を始めた」と抗議したのである。

結局、EPZは拡大されないままとなった(東京新聞2012年3月16日、同月17日)。

このような事例は数え上げればきりがなく、国会事故調報告書においても、耐震バックチェックの遅れ(489頁～)、先送りにされた津波対策(493頁～)、全交流電源喪失(SBO)対策規制化の先送り(501頁～)など、縷々指摘されているところであるが、ここで留意しておかなければならないことは、上記のような個別具体的な指針類の瑕疵は、たまたま福島第一原発事故によって顕在化した、ごくごく一部の瑕疵に過ぎず、我が国の『安全基準』に内在する、より構造的かつ本質的な瑕疵を徴表するものに過ぎないということである。

## エ 被告国の『安全基準』に内在する構造的かつ本質的な瑕疵

福島第一原発事故が惹き起こされた根源的な原因は、原発が偶発的な事故を絶対に回避することができない禁断の科学技術であることに加え、そのような原発を一民間企業に過ぎない電力会社が操業していること、原発とはそもそも被告国の原子力政策のもと推し進められてきた国策民営事業である点にある。

すなわち、我が国において原発を操業している電力会社は、所詮は自己の利潤の追求を至上命題とする一民間企業である。

電力会社は、過酷事故が発生した場合の賠償責任を全て果たすことなどもとより不可能なのであることから、できるだけ安全対策に要するコストを軽減しながら原発を操業させたいという動機が不可避免的に生ずる。

そのような一民間企業に原発を稼働させて無責任な利潤追求を許す以上、原発事故の発生を絶対的に回避することなど不可能である。

加えて、我が国の原発は、被告国の原子力政策のもと、被告国が電力会社と一体となって推し進めてきた国策民営事業なのであり、その被告国が、自身の原子力政策の破たんも厭わず規制権限を行使し、原発の安全性を確保することなど構造的に不可能である。

結局、被告国の策定する『安全基準』は、どこまでいっても被告国の原子力政策を実現するための手段に過ぎず、原発を稼働させるための、『ためにする基準』でしかないのである。

#### (4) 小括

このように、被告国が策定する『安全基準』は、原発の安全性を確保するためのものではなく、被告国が原子力政策を実現する手段として、原発を操業させるための、『ためにする基準』として策定されてきたものである。

このような『ためにする基準』に適合したからといって、原発の安全性が担保されるものではないことは自明のことであり、その意味で、福島第一原発事故は必然の結果であったといわなければならない。

### 6 被告国が策定した新たな『新規制基準』も原発の安全性を担保するものではなく、原発の再稼働を目的とした『ためにする基準』に過ぎないこと

#### (1) 被告国が策定した『新規制基準』について

##### ア 新たな安全基準の策定に至る経緯

##### (ア) 福島第一原発事故が発生するまで

前述したとおり、原子力安全委員会は、2次審査にあたり、「安全性の妥当性を判断する際の基礎」として、安全審査指針類を策定していた。



平成22年12月2日、原子力安全委員会は、「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針について」を策定し、原子力安全規制制度の運用のさらなる改善等を図るため、安全審査指針類の策定・改訂等の在り方に関する検討等を行うこと、及び防災指針について国際基準の取入れの検討を進めることなどを決め、一部について検討を開始した。

そのような最中、平成23年3月11日、福島第一原発事故が発生した。

#### (イ) 福島第一原発事故後の原子力安全委員会による新たな『安全基準』の検討開始

福島第一原発事故後、原子力安全委員会は、「今回の地震及び津波に係る知見や事故の教訓、これまでに蓄積された知見、国際的な考え方を踏まえ、安全確保策や防災対策の抜本的な見直しを図る必要があると考え」、平成23年6月16日、原子力安全委員会委員長が原子力安全基準・指針専門部会長に対し、安全審査指針類の見直しについて検討することを、また、原子力施設等防災専門部会長に対し、防災指針及び関連指針類に反映させるべき事項について検討することを、それぞれ指示し、新たな安全基準策定の検討を開始した。

上記の指示のうち、安全審査指針類の見直しは、平成24年3月を目途に、まずその時点までの論点等を整理し、原子力安全委員会に報告すべきこととされた。

#### (ウ) 細野大臣による原子力安全規制組織の見直しに関する試案の発表

平成23年8月5日、細野豪志原発事故の収束及び再発防止担当大臣（当時）は、原子力安全規制に関する組織の見直しにつき、試案を発表した。

具体的には、①当面の安全規制組織の見直しについて、原子力安全・保安院の経済産業省からの分離などを中心に進め、平成24年4月に、新たな原子力安全規制機関を設置できるよう速やかに作業を進めること、また、

②今後の原子力・エネルギー政策の見直しや、事故の検証を踏まえた安全規制組織のあり方についてより広範な検討を進め、同年末を目途に、新組織が担うべき業務のあり方や、より実効的で強力な安全規制組織のあり方について成案を得る、との進め方を示した。

その上で、上記組織の見直しに関する試案として、以下の基本的な考え方を踏まえた具体的な新組織のあり方を示した。

- ・ 規制と利用の分離
- ・ 原子力安全規制に係る関係業務の一元化
- ・ 危機管理体制の整備
- ・ 組織分化の変革，優れた人材の養成・確保
- ・ 新安全規制の強化

細野大臣は、上記試案の発表の際、記者からの「今回の新組織の設立によって、今後、原子力安全の規制はどれくらい厳しくなっていくのか」との質問に対し、「耐震指針や安全設計審査指針、その見直し作業を今行っておりますが、そこは抜本的な強化が必要であると考えております。現在は原子力安全委員会で行っていて、その検討は是非前倒しでやってもらいたい、来年3月までに一定の方向性を出してもらいたいということは、私から既に要請してあります。」、「そうした検討を受けて、来年4月に誕生するこの規制機関では、それこそ組織として一新されるわけですから、それが本当に妥当なものかどうかという検証も含めて、この新組織が新しい指針を最終的には作っていくべきだろうというふうに思います。ストレスも同様です。」と答えている。

上記試案を踏まえ、平成23年8月12日、原子力安全規制に関する組織等の改革についての関係閣僚了解がとりまとめられ、同月15日、原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針について、閣議決定が行われた。

また、同月26日、内閣官房に原子力安全規制組織等改革準備室が設置され、同準備室は、上記閣議決定を受け、原子力安全庁（仮称）の平成24年4月設置を目指し、法案の立案など所要の準備を行うこととされた。

#### (エ) 原子力安全委員会から原子力規制委員会へ

平成24年1月31日、「原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されたが、同法律案によれば、原子炉等規制法の改正等による安全規制の見直しの一部については、「公布日から10月内又は1年3月内」で政令で定める日に施行されるものとされた。

そして、同年6月20日、被告国は、原子炉等規制法の改正等を内容とする原子力規制委員会設置法を制定した。

原子炉等規制法の改正の施行日に関し、発電用原子炉施設等の新しい安全基準については、原子力規制委員会設置法の施行日から起算して10月を超えない範囲内において政令で定める日（同法附則第1条第4号）、加工施設等の新しい安全基準については、同法の施行日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日（同条第5号）と規定されている。

同年9月11日、原子力規制委員会設置法の施行期日を同月19日と定める政令が閣議決定され、同日、原子力規制委員会が発足した。

以上のようにして、原発の新たな『安全基準』については、同日から10月を超えない日である平成25年7月18日が施行期限とされることになった。

#### (オ) 原子力規制委員会による新しい安全基準の骨子案の発表

同年2月6日、原子力規制委員会は、発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案を発表し、翌7日から同月28日にかけて、3つの安全基

準骨子案（設計基準，シビアアクシデント対策，地震・津波）のパブリックコメントを募集した。

これらの骨子案は，①「設計基準」と「シビアアクシデント対策」を「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」が，また，②「地震・津波」を「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム」が，それぞれ、わずか3か月程度の検討期間で作成した。

同年4月3日，募集意見に対する回答及び修正骨子が発表された。

意見の総数は4379件（「設計基準」及び「シビアアクシデント対策」に対する意見が2838件，「地震・津波」に対する意見が1541件）に上った。

## イ 『新規制基準』（新安全基準）の内容

### (ア) 従前の『安全基準』と比較した，『新規制基準』の主な特徴

福島第一原発事故前の『安全基準』と比較して，『新規制基準』（以下『新安全基準』という。）の主な特徴は，以下のとおりである。

「設計基準」については，原子炉，格納容器，炉心冷却装置などに関する指針である「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」を引き継ぎ，これに加えて、主に5点の強化（考慮すべき自然事象の追加，火災防護対策の強化，安全上特に重要な機器の信頼性強化，外部電源の強化，熱除去系の物理的防護）を図っている。

「地震・津波」については，基準地震動などを規定した「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を引き継ぎ，これに加えて、主に5点の強化（津波基準の厳格化，高耐震性要求対象の拡大，活断層認定基準の厳格化，精密な基準地震動策定，地盤安定性基準の明確化）を図っている。

特に，活断層については，これまで「12万～13万年前以降」に活動していたものを対象に調べていたが，その年代で確認できない場合は、必

要に応じて「40万年前以降」までさかのぼって調べるなど、地層調査をより厳格化する。

また、原子炉建屋などの重要施設の建設を活断層の直上に認めないことも初めて明記され、それに反した場合は法的に運転停止を命令できる。

さらに、原発ごとに最大の津波の高さを想定する「基準津波」を取り入れ、それに応じた防潮堤などの安全対策を求めている。

「シビアアクシデント対策」は、今回新たに作成されたもので、大きく4点のシビアアクシデント対策（炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策、意図的な航空機衝突への対応、放射性物質の拡散抑制）が記載されている。

#### (イ) 原発規制の基本方針となる安全目標の大筋での了承

また、2013平成25年4月3日、原子力規制委員会は、原発規制の基本方針となる安全目標を大筋で了承したが、それは、福島第一原発事故で放出された放射性物質総量の100分の1を限度とした上で、こうした事故の発生頻度を、「100万年に1回」と数値化したのが特徴である。

目標では、事故の程度により発生頻度を3つに区分し、①スリーマイル島事故のように、炉心が損傷する程度の事故を「1万年に1回」、②放射性物質の放出を抑えられるとしても、格納容器の機能が喪失した程度の事故を「10万年に1回」、③放射性物質の放出を抑えられない事故を「100万年に1回」、としている。

### ウ 新たな安全基準の策定と、原発の再稼働及び原発輸出に向けた動き

#### (ア) 原発の再稼働に向けた動き

被告国（海江田万里経産相・当時）は、福島第一原発事故の発生から僅か3か月後の平成23年6月18日、福島第一原発事故の原因調査も全く実施されていないにもかかわらず、電力各社のシビアアクシデント対策は適切である等として、早々に安全宣言を出し、定期検査が終了した原発を

再稼働する方針を明らかにした。

同年7月11日には、原発再稼働のために、既存の仕組みに加え、2段階のストレステストを行うという安全性の確認手法が採用されることになった。

この間、被告九州電力によるやらせメール事件が発覚して強い社会的批判を受けたが、そのような最中、被告九州電力は、同年11月1日、人為的なミスにより停止していた玄海原発4号機を突如として再稼働させ、安全性の確保よりも利潤の追求を優先する体質が事故前と全く変わっていないことを完全に露呈することとなった。

被告国は、その後も原発の再稼働に向けた準備を推し進め、前記のように、大飯原発を再稼働させるための暫定的な『安全基準』を策定し、平成24年7月1日、圧倒的な世論の反対を押し切って、大飯原発を再稼働させた。

前述したように、同年9月19日に発足した原子力規制委員会は、新たな安全基準の策定を進めており、パブリックコメントを踏まえた新たな『安全基準』の骨子が平成25年4月3日に発表されたが、各電力会社は再稼働に向けた準備を着々と進め、被告九州電力も、川内原発1、2号機の再稼働申請を行った。

また、安倍内閣総理大臣は、同年5月15日、参議院予算委員会において、安全性が確認された原発の再稼働について、「政府一丸となって対応し、できる限り早く実現していきたい」などと述べ、『新安全基準』の施行後、早期に原発を再稼働させる姿勢を鮮明にしている。

#### (イ) 原発の輸出に向けた動き

平成12年8月、被告国（経済産業省総合資源エネルギー調査会電気事業分科会）は、原子力立国を策定し、原子力開発利用を従来にも増して政府主導で強力に推進していくこととした。

そして、被告国は、平成22年6月に閣議決定した「新成長戦略」において、フルパッケージ型のインフラ輸出戦略の目玉として原子力発電を位置づけていた。フルパッケージ型のインフラ輸出とは、原子力プラントの建設、運転・管理、燃料供給さらには人材育成、安全基準を含む法制度の整備などを含めた「システム輸出」である。

そして、福島第一原発事故の後、自民党政権となって以降、被告国は、原発の輸出を再加速している。

平成25年5月2日、安倍内閣総理大臣はUAEを訪問し、同国との原子力協定に署名し、今後、被告国は、UAEに対して原発を輸出することになったが、翌日には、安倍内閣総理大臣はトルコを訪問し、同様に、原子力協定に署名、同国への原発輸出も決めている。

さらに、安倍内閣総理大臣は、同年6月16日、ポーランドを訪れ、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリーの4カ国の首脳と会談しており、原発の受注に向けて、韓国との間で外交戦を展開する予定であると報じられている。

## (2) 新規制基準（新安全基準）も原発再稼働を目的とした『ためにする基準』ではないこと

### ア 『新安全基準』の策定の経緯から

#### (ア) 策定開始の時期や策定期間について

上記(1)・アで述べたとおり、被告国は、事故後わずか3か月で『新安全基準』策定の検討をはじめている。

福島第一原発事故により、それまでに存在した『安全基準』に対する信頼が根底から覆されたにもかかわらず、国会、政府、東電、民間の4つの事故調による福島第一原発事故の事故原因調査が開始されるよりも先に、『新安全基準』の策定を検討すること自体、原発の再稼働を前提とした拙速な対応であるといわざるを得ない。

また、我が国に本格的に軽水型原子力発電所が登場する昭和40年代に先だって、昭和39年5月、我が国初の指針として「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」が定められた。

同指針の策定作業は、旧原子力委員会（昭和53年に安全委員会が設置されるまでの原子力委員会）が設置されて間もなく、昭和33年、同委員会に設けられた原子炉安全基準専門部会において開始された。

当時、原子炉施設の立地について指針又は基準等を策定していたのは、アメリカなどごくわずかの原子力先進国のみであったため、同部会は、同指針の策定作業に当たり、それらを参考にしながら、我が国自身の見解に基づいて、約6年の歳月をかけて立地審査指針案をとりまとめ、昭和39年5月、旧原子力委員会において同指針を決定するに至った。

また、改定前の指針類のひとつである平成18年9月19日付け耐震設計審査指針は、平成13年7月に調査審議を開始し、改定に約5年の歳月を要している。

福島第一原発事故によって、被告国が定めていた『安全基準』は根底から否定されたのであるから、新たな安全基準の策定については、『安全基準』が初めて策定されたときのように、ゼロからの検討が必要になるというべきである。

巨大複合機械で重大な潜在的危険性を有する原発の安全性を定める指針類の改定が、わずか1年程度で行えるはずがない。

以上のとおり、福島第一原発事故後、早期に再稼働の方針を決定し、原子炉等規制法に極端に短い検討期間を規定していること、『新安全基準』の発表前に骨子案を発表し、各電力会社の『新安全基準』への対応を促して早期の再稼働申請を可能としていることからすれば、『新安全基準』もまた再稼働及び輸出の『ためにする基準』であることは明らかである。

#### (イ) 被告国や電力会社の言動から



『新安全基準』が『ためにする基準』であることは、『新安全基準』の策定に至るまでの間になされた、被告国や被告九州電力を含む各電力会社等の言動からも明らかである。

例えば、前述した被告国による安全性評価へのストレステストの導入とそれに伴う被告九州電力のやらせメール問題や、これらに引き続く大飯原発の再稼働は、安全性より再稼働、即ち、利潤を追求する被告らの姿勢をよく表している。

また、平成23年7月13日、菅首相（当時）は、「これからの日本の原子力政策として、原発に依存しない社会を目指すべきと考えるに至りました。」と述べていわゆる「脱原発依存宣言」をしたが、野田首相へ交代した後も、同様に脱原発依存の立場を明確にしていた。

ところが、同年12月16日の衆議院議員総選挙の結果、自由民主党が大勝し、第二次安倍内閣が成立するとともに、被告国の脱原発依存の方針は立ち消えとなっていく。

それどころか、前述したとおり、被告国は、再稼働・輸出の姿勢を鮮明にさせていった。

さらに、次のような事件もあった。

日本原子力発電敦賀原発直下の断層問題をめぐり、平成25年1月22日、原子力規制委員会の事務局である原子力規制庁の名雪哲夫審議官が公表前に専門家会合の報告書案を原電役員に手渡し、漏出させていたのである。

原子力規制委員会は、同年2月1日付で同審議官を内規で最も重い訓告処分とし、更迭した上で出身元の文部科学省へ異動させたが、かかる事件が起きるのも、被告国や日本原電が早期の再稼働を追求していたためである。

以上のとおり、被告国や各電力会社などの言動からしても、新たな安全基準が再稼働・輸出のために策定されたものであることが明らかといえる。

#### (ウ) 『新安全基準』を骨抜きにする動き

平成25年2月、電力会社や原発メーカーのトップらでつくる「エネルギー・原子力政策懇談会」（会長・有馬朗人元文部相）が、安倍首相に渡した「緊急提言」作りに経済産業省資源エネルギー庁がかかわり、手助けしていた。

有馬会長を発起人とする有志29人（日立製作所など原発メーカーや大手商社のトップ、元経産次官の望月晴文氏〔日立製作所社外取締役〕など）が名を連ねた提言「責任ある原子力政策の再構築」は、原発再稼働や輸出推進を求め、原子力規制委員会の規制基準や活断層評価を「最高水準の英知と最大限の情報を活用した検討が実現していない」と批判している。

また、同年5月3日、茂木経産大臣は、米国の著名シンクタンクであるブルッキングス研究所で講演を行ったが、同大臣は、右講演において、原発ゼロ政策は維持不可能であるとの見方をあらためて示し、原発の安全対策として、国の原子力規制委員会とは別に、電力会社を中心となった安全性に関する新組織の設立を検討していることを明らかにした。

同大臣が言及した組織は、米国でスリーマイル島原発事故をうけて原発運営会社などが設立した「原子力発電運転協会（INPO）」をモデルにしているといわれ、原発の推進側として安全性を検証する役割が期待されているといわれ、新しく発足した原子力規制委員会は、産業界からの情報提供がなく、現実的な安全対策を立案する能力に欠けるとの指摘もある。

新しい組織は、原子力産業側の組織なので、より具体的な安全対策を立案することが可能という理屈である。

以上のとおり、民間の提言を使い、経産省が原発を動かしやすい環境づくりに動いているところ、ただでさえ、ためにする『新安全基準』の内容がさらに骨抜きにされることは必至である。

## イ 『新安全基準』の内容から

- (ア) そもそも、福島第一原発事故の原因が未だ不明なままに安全対策ができるはずがない。

国会事故調報告書では、地震動に起因して福島第一原発の重要機器が破損した可能性があることが指摘されており、また、原発施設の老朽化が事故に影響したか否かについても現時点では不明である、とされている。

いうまでもなく、真に実効性のある「対策」は、当該事故を発生させる「原因」が明らかになってからでなければ立てられない。

そうであるにもかかわらず、『新安全基準』は、事故原因が明らかにされないままに策定されたのであって、このような『新安全基準』が安全を真に担保できるものでないことはいうまでもない。

むしろ、事故原因を無視して新たに基準を定めるのは、原発を再稼働するためであるというほかない。

- (イ) 前述したとおり、『新安全基準』に対するパブリックコメントは4379件に上ったが、このパブリックコメントの数の多さは、『新安全基準』が内容としても不十分なものであることを示している。

また、『新安全基準』に対しては、次のような指摘もある。

すなわち、「安全基準見直しは、原子力施設の本質的な安全性は不問とし、一部の基準のみを対象としている。本来ならば全面的な再検討を行うべきであるが、これでは原子力安全・保安院の福島事故後の行動様式と変わらない。その行動様式は、一部の基準の強化を行うが、それをクリアする計画を立てただけで、原子炉再稼働を許可し、最終的には全ての原子炉の再稼働、つまり3.11前への「原状復帰」を実現しようとするもので

ある。メンバー人選にも改善は見られない。」「5名の原子力規制委員たちは、強いリーダーシップを発揮して改革を進めるようなメンバーではなく、事務局（原子力規制庁）の敷いたレールにのっかって日常業務を進める『人形』のような存在になっている。マスメディア関係者の中には、5名の規制委員を『安徳天皇』になぞらえる者もいる。このような次第であるから、日本の原子力規制が国民の信頼を得ることは至難の業であり、日本の原発の全面再稼働への道は、いばらの道となろう。」（吉岡斉・「難航する原子力安全規制改革」）。

さらに、『新安全基準』は、特定安全施設（航空機の墜落にも耐える第2制御室などを備えた施設）の建設など、時間のかかる一部対策については5年間の猶予期間を設けることが予定されているが、このような猶予期間は、安全性を厳格に要求した場合に既設炉の多くが再稼働できなくなることに配慮した馴れ合いの結果に他ならない。

しかし、明日にも事故や事件が起こる可能性を、誰も否定できない。

5年間の猶予を認めることに何ら合理的な理由はなく、安全確保とは明らかに矛盾している。

できるだけ早期に原発を再稼働するためだけに、5年間の猶予を認めているに過ぎないのである。

(ウ) また、今回、パブリックコメントの対象となったのは、安全設計審査指針に係る基準と、安全評価審査指針の一部に係る基準、耐震設計審査指針に係る基準、そして新たに策定するシビアアクシデントに係る基準にすぎない。

即ち、立地審査指針、安全評価審査指針の残余の部分及び重要度分類指針は手つかずのままである。

原子力規制委員会は、統一的に原発の安全性を確保することが求められており、その職務遂行のために必要な『新安全基準』は、全体が明らかに

されなければ、果たして安全確保に遺漏がない基準か否かの判断すらすることができない。

(エ) さらに、原子力規制委員会は、新たに安全目標を定めているが、『新安全基準』以上に不合理なものとなっている。

炉心が損傷する程度の事故を「1万年に1回」、放射性物質の放出を抑えられるとしても、格納容器の機能が喪失した程度の事故を「10万年に1回」、放射性物質の放出が抑えられない事故を「100万年に1回」とするが、いずれも合理的な計算根拠に基づくものとはいえない。

我が国には既に54基もの原発が存在することからすれば、炉心が損傷する程度の事故が1基につき185年に1回起こることになる。

福島第一原発事故では、集中立地の弊害から複数の原子炉が損傷する事故となった。

以上の点からすると、安全目標も、原発を再稼働させるために腐心した結果としか考えられない。

(オ) 以上のとおり、『新安全基準』は、その内容を見ても、原発の安全性を担保するものではなく、国会事故調の『原子力法規制は、その目的、法体系を含めた法規制全般について、抜本的に見直す必要がある。かかる見直しに当たっては、世界の最新の技術的知見等を反映し、この反映を担保するための仕組みを構築するべきである』との提言には、到底、およばない内容となっている。

このように、『新安全基準』の内容が不十分なものとなっているのは、早期に再稼働を実現する為には、電力会社にとって容易にクリアできる程度の基準でなくてはならないからである。

したがって、『新安全基準』は、再稼働のために策定された『ためにする基準』でしかないことは明らかである。

ウ 『新安全基準』の策定と、原発の再稼働及びその先にある原発輸出

すでに述べたとおり、被告国は、福島第一原発事故前において、原子力発電をフルパッケージ型のインフラ輸出戦略の目玉に位置づけていたところ、同事故後も、かかる位置づけは変わらず、それどころか福島第一原発事故を受けて策定された『新安全基準』をクリアしていることを売りにして、積極的に原発輸出を進めようとしている。

現在、被告国が急ピッチで進めようとしている原発の再稼働の背景には、「国内で安全性も確認されていない原発を国外で売ろうとしている」とか、「国内で稼働していない原発を国外で売ろうとしている」といった国内外からの批判をかわしたいという動機が透けて見える。

『新安全基準』が、このような原発の再稼働と、その先にある原発輸出に向けた『ためにする基準』に過ぎないことは明白である。

## エ まとめ

以上検討してきたところから明らかなおおりに、被告国は、福島第一原発事故の原因についての調査も待たず、事故から僅か3か月程度で『新安全基準』の策定を開始し、法令において、10月ないし1年3月というあまりにも拙速な「締め切り」を規定した。

原告らが繰り返し述べてきたとおりに、福島第一原発事故により生じた被害は甚大かつ不可逆的なものであって、到底回復不可能な被害である。

かかる被害を前にしても、なお、被告国は、上記のように急いで『新安全基準』を策定している。

当然、その内容は必要十分な内容を備えたものとはなっておらず、そのような『新安全基準』に基づく今後の審査により、二度と福島第一原発事故のような事故が起きないとは到底断言できないし、より円滑に再稼働・輸出を推進しようとする勢力によりその内容をさらに骨抜きにするような動きもあることからすると、到底、安全を確保する内容となっているとはいえない。

結局、現在、被告国がトップセールで原発輸出に向けて各国との原子力協定締結を進め、『新安全基準』の骨子を発表することで再稼働申請を法施行直後に行うことができるように各電力会社の対応を促していることからすると、被告国により策定された『新安全基準』は、原発を早期に再稼働するためにつくられた『ためにする基準』といわざるを得ないのである。

## 7 結語

以上述べてきたように、被告国の定める『安全基準』は、電力会社との馴れ合いの中で作られてきたものであり、原発を操業させる『ためにする基準』ではない。

今後、原発再稼働の基準となる『新安全基準』（新規制基準）も全く同様であり、原発の安全性を何ら担保するものではない。

現に被告国と電力会社は、福島第一原発事故という未曾有の被害を惹き起こした後にあっても、早々に事故の収束を宣言して福島第一原発事故の幕引きを図り、その一方で夏場の電力不足や電気代の値上げに伴う国民負担等を大々的に宣伝し、原発再稼働に向けた条件整備を進めてきている。

即ち、被告国が策定する『安全基準』は、今も昔も原発を稼働させるための『ためにする基準』に過ぎないのであって、このような、(再)稼働を目的とした『安全基準』によっては、原発の安全性は全く担保されないのである。

原発は、ひとたび過酷事故をおこすと、人々の生命・健康はもとより、我が国の広大な国土の自然環境や地域社会をも半永久的かつ壊滅的に破壊し、国家の存亡をも脅かす被害をもたらすものであり、そのような過酷事故は絶対に二度と起きてはならないものである。

もし仮に被告らが、本件訴訟において川内原発の安全性を主張立証するのであれば、『新安全基準』に適合していることの主張立証では到底足りないというべきであり、川内原発において過酷事故が絶対に生じないことを自ら証明すべきである。

また、原発は、過酷事故がなくとも我々市民に多様な害悪をもたらすものであり、過酷事故が生じる危険性が、原発の危険性そのものではない。

被告らは、これまでに我が国の原発が、我々市民の人格的生存に対してもたらしてきたあらゆる害悪との相関において、川内原発の安全性を主張立証すべきである。

以上